

事務連絡
令和5年5月11日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長

「外国人材とつくる建設未来賞」の創設及び周知について

日本の建設現場では、現在約12万人の外国人が活躍し、平成31年度から開始された特定技能制度も5年目を迎え、昨年末時点で約1万3000人の特定技能外国人を受け入れており、建設分野において外国人材との絆は今後もさらに深まっていくものと考えております。

国土交通省としましては、平成29年度より「優秀外国人建設就労者表彰（不動産・建設経済局長表彰）」により、優秀は外国人就労者を表彰してきたところですが、外国人材が日本の建設業を舞台に中長期的に活躍できる制度が立ち上げられ、また、その活用も進んできていることを踏まえ、今般、新たに「外国人材とつくる建設未来賞」を国土交通大臣表彰として創設いたしました。

「外国人材とつくる建設未来賞」では、技能やコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人に加え、外国人材の育成に尽力された企業等、さらには、外国人材との接点を契機に新たな事業を開拓された企業も対象としており、事業の継続、展開に様々な努力、工夫を重ねる多くの建設企業の活動をたたえ、広く周知してまいります。

国土交通省としましては、本表彰制度を活用し、我が国建設業における外国人材との共生及び外国人材に「選ばれる建設業」であり続けるための取組を推進してまいりたく、建設業者団体の皆様には、下記についてご協力をお願い申し上げます。

【建設業者団体の皆様】

- ・本表彰制度の周知のご協力
- ・外国人材受入れ等の実績がある会員企業に対する応募の奨励

【元請企業の皆様】

- ・本表彰制度の周知のご協力
- ・特定技能外国人の技能や受入企業の技能者育成等の観点での推薦（推薦書作成含む）
※本表彰の審査において、元請企業からの評価（マイスター制度での評価、表彰、または推薦等）がある場合は、加点対象となります。

令和5年5月11日
不動産・建設経済局国際市場課

「外国人材とつくる建設未来賞」を創設！募集開始！

～特定技能外国人及び受入企業等の日々の研鑽・取組みを表彰します～

建設業における中長期的な担い手確保のため、外国人材の重要性はますます高まっています。外国人材が日本の建設業を舞台に中長期的に活躍できる制度が立ち上げられ、また、その活用も進んできていることを踏まえ、今般、技能やコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力された企業等、さらには、外国人材との接点を契機に新たな事業展開をされた企業の活動を称えるべく、国土交通大臣表彰を創設いたしました。

国土交通省としては、引き続き、外国人材に「選ばれる建設業」であり続けるための取組みを推進してまいります。本日より募集を開始いたしますので、奮ってご応募ください。

(1) 募集内容

本表彰制度は、下記2部門3賞を募集します。詳細は別紙を参照ください。

I 外国人建設技能者部門

① 優秀外国人建設技能者賞

II 受入れ企業／団体部門

② 外国人材育成賞

③ 事業展開賞

(2) 応募方法

以下のホームページより、所定の応募フォーム(WEB申請)にて受け付けます。

<https://www.mlit.go.jp/ACFHR>

(3) 応募締切

2023年7月31日(月)17時締切

【表彰制度に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 寺島、金井
電話：03-5253-8111(内線 24617、24619)

【I 外国人建設技能者部門の応募に関する問い合わせ先】

一般財団法人 国際建設技能振興機構(FITS)
電話：03-6206-8877 E-mail :excellent@fits.or.jp

【II 受入れ企業／団体部門の応募に関する問い合わせ先】

一般社団法人 建設技能人材機構(JAC)
電話：0120-220-353 E-mail :award@jac-skill.or.jp

I 外国人建設技能者部門

① 優秀外国人建設技能者賞

- 応募時点で以下のいずれかに該当していること
 - ・1号特定技能外国人
 - ・2号特定技能外国人
- 応募者は、企業、専門工事業団体及び外国人本人

II 受入企業／団体部門

② 外国人材育成賞

- 継続的かつ効果的に外国人建設技能者の技能及び就労環境向上に取り組んでいる企業若しくは団体
- 応募時点で、以下のいずれかに該当する者を雇用している又はそれらの者に対し技能訓練等を直接提供していること
 - ・1号特定技能外国人
 - ・2号特定技能外国人
- 応募者は、企業及び専門工事業団体その他の団体

③ 事業展開賞

- 以下をすべて満たしているもの
 - ア.外国人建設技能者を雇用又はしていた企業
 - イ.平成31年4月1日から現在までの間に、当該外国人建設技能者を活用又は連携により、新たな事業領域の拡大等を図ったもの
- 応募者は外国人建設技能者を雇用又はしていた企業